

決 定 書

異議申立人

住 所

氏名（名称）及び年令

職 業

上記異議申立人から、平成 年 月 日付をもって提起された
の規定に基づく に係る異議申立てについて、次のとおり決定する。

主 文

不服の要旨

決定の理由

平成 年 月 日

税 関 長

「不服申立てについて」

この決定を経た後の処分になお不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1月以内に財務大臣（東京都千代田区霞が関3丁目1番1号）に対して審査請求をすることができます。

「決定の取消訴訟について」

イ 手続上の瑕疵があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、異議申立ての対象となつた処分の違法を理由として取消しを求めるることはできないこととされています。

ロ この決定に係る取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。

ハ この決定に係る取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したときは、提起することができません。